
規

則

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成 7 年高知県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 消毒方法

蒸気による消毒	摂氏100度以上の湿熱に10分間以上触れさせる方法
熱湯による消毒	摂氏80度以上の熱湯に10分間以上浸す方法
塩素剤による消毒	次に掲げるいずれかの方法 1 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、1リットルにつき遊離塩素250ミリグラム以上のその水溶液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素が1リットルにつき100ミリグラムを下らない方法 2 亜塩素酸水を使用し、1リットルにつき遊離塩素25ミリグラム以上のその水溶液に摂氏20度以上で10分間以上浸す方法又は1リットルにつき遊離塩素50ミリグラム以上のその水溶液に摂氏10度以上で10分間以上浸す方法
界面活性剤による消毒	逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に摂氏30度以上で30分間以上浸す方法
ホルムアルデヒドガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6グラム以上及び水40グラム以上を同時に蒸発させ、密閉したままで摂氏60度以上で1時間以上触れさせる方法
酸化エチレンガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスを1に対し炭酸ガスを9の割合で混合したものを注入し、大気圧に戻し、摂氏50度以上で2時間以上触れさせるか、又は1平方センチメートルにつき1キログラムまでに加圧し、摂氏50度以上で1時間以上触れさせる方法
過酢酸による消毒	1リットルにつき過酢酸150ミリグラム以上のその水溶液に摂氏60度以上で10分間以上浸す方法又は1リットルにつき過酢酸250ミリグラム以上のその水溶液に摂氏50度以上で10分間以上浸す方法

2 消毒の効果を有する洗濯の方法による消毒方法

熱湯による場合	摂氏80度以上の熱湯に10分間以上浸す工程を含むもの
塩素剤による場合	さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、1リットルにつき遊離塩素250ミリグラム以上のその水溶液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素が1リットルにつき100ミリグラムを下らない方法で漂白する工程を含むもの

四塩化（パークロル）エチレンによる場合	四塩化エチレンに 5 分間以上浸し、洗濯をした後、四塩化エチレンを含む状態で摂氏 50 度以上に保たせ、10 分間以上乾燥させる工程を含むもの
過酢酸による場合	1 リットルにつき過酢酸 150 ミリグラム以上かつ摂氏 60 度以上のその水溶液に 10 分間以上浸す工程を含むもの又は 1 リットルにつき過酢酸 250 ミリグラム以上かつ摂氏 50 度以上のその水溶液に 10 分間以上浸す工程を含むもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則